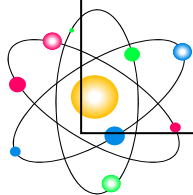




住信 年金情報

PENSION NEWS

(平成 21 年 3 月 4 日)



年金信託部

【厚生年金基金・確定給付企業年金】 給付設計基準の明確化・緩和に関する省令・通知

3 月 3 日付けで標記の省令・通知が改正されておりますのでご案内します。なお、平成 20 年 11 月 4 日の PENSION NEWS(※)にてご連絡のとおり、本改正に先立ちパブリックコメント手続きが行われておりました。(内容については大幅な変更はございません。)

(※) <http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news//081104pnpsdsm.pdf>

1. 改正の趣旨

平成 24 年 3 月末に適格退職年金が廃止となり、厚生年金基金及び確定給付企業年金における制度変更や制度新設の増加が予想されるため、現在の給付設計基準について、以下の観点から見直しが行われます。

(1) 給付設計基準の明確化

従来認められていた給付設計のうち、法令・通知上の根拠が不明確であったものについて、明確化が図られます。

(2) 給付設計基準の緩和

従来認められていなかった給付設計について、従来の法令上の趣旨から逸脱しない範囲で基準が緩和されます。

- ・ 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news//090303pnpsdmhlw1.pdf>

2. 改正の対象

(厚生年金基金)

- ・ 厚生年金基金の設立要件について (企年発第 23 号・年数発第 4 号)

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news//090303pnpsdmhlw2.pdf>

(確定給付企業年金)

- ・ 確定給付企業年金法施行規則 (省令)

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news//090303pnpsdmhlw3.pdf>

- ・ 確定給付企業年金制度について (年発第 0329008 号)

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news//090303pnpsdmhlw4.pdf>

- ・ 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について (企年発第 0329003 号・年運発第 0329002 号)

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news//090303pnpsdmhlw5.pdf>

(続く)

3. 具体的な内容

<給付の額の算定方法に関する見直し>

1. 給付の額の丈比べ
給付額の丈比べや上下限の設定が可能となります。(緩和)
2. 給付の額の算定における組み合わせの範囲の明確化
加入者期間等に応じて異なる算定方法とすることが可能となります。(緩和)
3. 給付の額の算定基礎の拡大
労働協約等に規定されていることを前提に、学歴による給付額の格差が明確に認められます。(明確化)
4. キャッシュバランスの弾力化
加入者期間毎に異なる指標を用いることや、加入者期間の一部のみ再評価することが可能となります。(緩和)

<給付の額の改定方法に関する見直し>

5. 給付の額の改定方法等の明確化
キャッシュバランスにおける最低保証額を、国債等の指標に応じて再評価することが明確に認められます。(明確化)
6. 給付の額の改定方法の弾力化
給付の額の改定方法について、別な算定方法で算定した給付の額へ改定すること等が可能となります。(緩和)

<その他の見直し>

7. 繰下利率の弾力化
資格喪失等に応じた繰下利率とすることが可能となります。(緩和)
指標に応じた繰下利率とすることが明確に認められます。(明確化)
8. 基準給与等の弾力化
制度の加入者期間に基づく基準給与等を用いることが可能となります。(緩和)
退職金規程に定められるなど労使合意されていることを前提に、ポイント制において1.5倍を超えるポイント格差が認められます。(緩和)
9. 休職期間等の取り扱いの明確化
退職金の算定対象となっていない休職期間や一定年齢到達後の期間について、加入者としていない取り扱いが明確に認められます。(明確化)
10. その他
その他、所要の改正が行われます。(明確化)

4. 施行期日

平成21年3月3日

